

議案第三十八号

港区立保育園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立保育園条例の一部を改正する条例

港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表港区立麻布保育園の項中「東京都港区六本木五丁目六番二十一号」を「東京都港区六本木五丁目十六番四十六号」に改め、同表に次のように加える。

港区立しばうら保育園

東京都港区芝浦三丁目一番十六号

第四条第二項中「及び港区立たかほま保育園」を「、港区立たかほま保育園」に改め、「たかほま保育園」という。」の下に「及び港区立しばうら保育園（以下「しばうら保育園」という。）」を加える。

第六条、第七条第二項並びに第十一条第一項及び第二項第四号中「又はたかほま保育園」を

「、たかはま保育園又はしばうら保育園」に改める。

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(説明)

麻布保育園の位置を変更するほか、しばうら保育園を新たに設置するとともに、同保育園に指定管理者制度を導入するため、本案を提出いたします。